

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

当訪問看護ステーションでは、**令和6年6月より**訪問看護を利用される方の薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して訪問看護を行えるようになりました。

在宅にて訪問看護師等がスマートフォンを用いて**マイナ保険証を読み取り資格確認**を行います。



※マイナンバーカードの保険証利用には申し込みが必要です。

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下の2つの準備をお願いします

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



©厚生労働省「マイナ保険証をご利用ください」より引用

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請していただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、**12月2日以降、最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。